大戸小学校　いじめに対する措置　法 22 条・23 条

○サインや報告を過小評価したり「いじめではない」と独断したりしない。最悪の事態を考えてチーム対応
○いじめられている児童の立場で指導・援助

本人の訴え　サインの発見
いじめの発見
児童からの報告　保護者等からの報告

○個人情報、プライバシーへの配慮
○謝罪や責任を形式的に問うのでなく社会性や人格向上の為の指導
○説明責任・法令遵守

大戸小学校いじめ根絶チーム

一次対応（緊急対応）

いじめられた児童
○事実関係の把握
○心のケア
・安全の確保
・全面的な支援
・自尊感情

保護者との連携
○事実関係の報告
○信頼関係の構築
○家庭訪問

いじめた児童
○事実関係の把握
○行為の停止

周囲の児童
○事実関係の確認

＜校内体制の確立＞
指導方針の共通理解
役割分担等の決定
・臨時職員会議の開催と全職員体制の構築

教育委員会への報告
○法 23 条 2
いじめ根絶サポートチーム
支援・指示・自ら調査

関係諸機関との連携
心理・福祉の専門家や警察機関等

二次対応（短期対応）

いじめられた児童
○気持ちに寄り添う校内支援体制
○その後の対人関係等の見守り

保護者との連携
○家庭訪問
○指導方針の伝達
○情報の共有・
○協働意識の向上

いじめた児童
○いじめの態様に応じた指導・支援（反省、納得、謝罪）
○懲戒その他の対応

学級での指導　当事者意識の高揚、共感的な人間関係作り、自己存在感を実感できる学級作り　（個人情報・プライバシーへの配慮）

経過や結果の報告

三次対応（長期対応）

いじめられた児童
○適応の促進
○対人関係能力の向上

保護者との連携
○家庭の教育力向上・支援・助言
○継続的な連携

いじめた児童
○規範意識の育成
○人間関係作りの改善

学級での指導　「あいづっこ宣言」の確認・指導、人権意識を高める道徳・特別活動、いじめを解決できる学級集団の

いじめの未然防止に向けた取り組み・早期発見の取り組み